

袖ヶ浦市介護保険運営協議会（平成30年度第3回）議事録

- 1 開催日時 平成30年10月3日（水） 午後3時00分開会
- 2 開催場所 市役所旧館3階大会議室
- 3 出席委員

委員	大岩 みさ子	委員	在原 昌秀
委員	吉野 政治	委員	菅野 美穂
委員	山本 美津子	委員	佐藤 博文
委員	大海 高子	委員	石川 尚子
委員	神川 律子	委員	天野 恵子
委員	中村 隆	委員	立川 久雄

(欠席委員)

委員	渡邊 彰浩	委員	岸 勇介
委員	山中 太郎		

- 4 出席職員

福祉部長	根本 博之	介護保険課 認定・給付班長	森本 芳弘
介護保険課長	石井 正則	高齢者支援課長	川口 秀
介護保険課 管理班長	吉田 彰	高齢者支援課 副課長 (高齢者福祉班長兼務)	重田 克己
介護保険課 管理班 副主査	四宮 里江子	高齢者支援課 上席保健師 (地域包括支援班長兼務)	一色 弥生

- 5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人	傍聴人数	0人
------	----	------	----

- 6 次第

- (1) 辞令交付
- (2) 市長あいさつ
- (3) 委員紹介
- (4) 袖ヶ浦市介護保険運営協議会の概要について
- (5) 袖ヶ浦市介護保険運営協議会会長及び副会長の選出について
- (6) 議題
 - ア 介護保険事業の概要について
 - イ 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について
 - ウ 平成30年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について
 - エ 地域密着型通所介護事業所の指定について
 - オ その他

7 議 事

事務局	<p>定刻となりましたので、平成30年度第3回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、渡邊委員及び山中委員が所用のため欠席との報告をいただいております。</p> <p>これより、次第にそって、進めさせていただきます。</p> <p>はじめに辞令の交付を行います。出口市長から皆様に辞令を交付させていただきますので、自席でご起立のうえお受け取り願います。</p>
	辞令交付（略）
事務局	続きまして、出口市長からごあいさつ申し上げます。
	市長あいさつ（略）
事務局	続きまして、委員紹介ですが、事務局により紹介をさせていただきます。
	委員紹介（略）
事務局	誠に申し訳ございませんが、出口市長におきましては、所用によりここで退席させていただきます。
	市長退席
事務局	続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。
	事務局職員紹介（略）
事務局	続きまして、これから皆様に委員としてご協力いただきます、袖ヶ浦市介護保険運営協議会の概要につきまして、事務局からご説明させていただきます。
事務局	【袖ヶ浦市介護保険運営協議会の概要を説明】
事務局	<p>続きまして、会長及び副会長の選出でございます。</p> <p>この会長及び副会長につきましては、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第3条第2項の規定により、「会長及び副会長は、委員の互選によって選出する」ことになっております。</p> <p>まず、会長の選出につきまして、ご意見等ございますでしょうか。</p>
立川委員	<p>在原委員を推薦します。</p> <p>在原委員は、袖ヶ浦市社会福祉協議会の理事として、高齢者福祉に精通しており、そして、当運営協議会の委員を再任されている方の一人であり、当運営協議会の運営状況を把握されているため、会長として適任であると思います。</p>
事務局	ただ今、会長を在原委員にお願いしたいとの意見がございましたが、いかがでしょうか。
	「異議なし」の声多数
事務局	会長の選出について、推薦とご賛同の声をいただいておりますが、在原委員はいかがでしょうか。
在原委員	ご推薦とご賛同の声をいただきましたので、僭越でございますが、会長職を引き受けさせていただきます。

事務局	<p>それでは、会長につきましては、在原委員に決定することといたします。</p> <p>続きまして、副会長の選出でございます。</p> <p>副会長の選出につきましては、ご意見等ございますでしょうか。</p>
神川委員	<p>立川委員を推薦します。</p> <p>立川委員は、今回の委員改選前の本運営協議会の会長を務めてきたと伺っておりますので、会長のサポート役である副会長として適任であると思います。</p>
事務局	<p>ただ今、副会長を立川委員にお願いしたいとの意見がございましたが、いかがでしょうか。</p>
	<p>「異議なし」の声多数</p>
事務局	<p>副会長の選出について、推薦とご賛同の声をいただいておりますが、立川委員はいかがでしょうか。</p>
立川委員	<p>ご推薦とご賛同の声をいただきましたので、僭越でございますが、副会長職を引き受けさせていただきます。</p>
事務局	<p>それでは、副会長につきましては、立川委員に決定することといたします。</p> <p>会長、副会長の就任にあたり、一言ずつごあいさつをお願いいたします。</p>
	<p>在原会長あいさつ（略）</p> <p>立川副会長あいさつ（略）</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、在原会長におかれましては、恐れ入りますが、議長席に移動をお願いいたします。</p> <p>（在原会長が席を移動）</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。</p> <p>ただいまの出席委員は12名でございます。</p> <p>従いまして、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第4条第2項の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p> <p>これより、平成30年度第3回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>会議の進行は、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第4条の規定により、会長が行うこととなっておりますので、在原会長にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、在原会長よろしくをお願いいたします。</p>
在原会長	<p>それでは、まず議事に入る前に、会議の公開及び傍聴について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本日の会議は公開でございます。なお、会議録につきましては、ホームページ及び市政情報室で公開してまいりますのでご了解ください。委員の皆様には、後日、議事録を送付させていただきます。以上でございます。</p>
在原会長	<p>皆様、会議の公開等については、よろしいでしょうか。</p>

	<p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日の議題は、その他を含め5件でございます。</p> <p>会議次第をご覧ください。</p> <p>議題1は、「介護保険事業の概要について」の説明を受け、ご意見をいただくものです。</p> <p>議題2は、「介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について」の報告を受け、ご意見をいただくものです。</p> <p>議題3は、「平成30年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について」の説明を受け、ご審議をいただくものです。</p> <p>議題4は、「地域密着型通所介護事業所の指定について」の説明を受け、ご審議をいただくものです。</p> <p>議題5は、「その他」といたしまして、委員の方々からのご意見を伺うものでございます。</p> <p>では、議題ごとに事務局の説明後、質疑をお受けすることとします。</p> <p>まず、議題1「介護保険事業の概要について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	【議題1に関する説明】
在原会長	<p>質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。</p> <p>質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、ありましたらお願いします。</p>
	質疑なし
在原会長	<p>ないようですので次に移らせてもらいます。</p> <p>次に、議題2「介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について」事務局の報告を求めます。</p>
事務局	【議題2に関する報告】
在原会長	<p>質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。</p> <p>質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、ありましたらお願いします。</p>
中村委員	更新の周期は何年ごとなのでしょう。
事務局	原則指定期間は6年となっております。ただし、袖ヶ浦市が指定するその他の地域密着型サービスがある場合には、その期間に合わせる事が出来ることとなっておりますので、そういった対象事業所につきましては、選択できるようになっております。
在原会長	<p>他に何かございませんか。</p> <p>ないようですので次に移らせてもらいます。</p> <p>次に、議題3「平成30年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	【議題3に関する説明】
在原会長	<p>質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。</p> <p>質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、ありましたらお願いします。</p>

	質疑なし
在原会長	ないようですので、それでは、平成30年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託を認めることに賛成の方の挙手を求めます。
	全員賛成
在原会長	<p>全員賛成です。</p> <p>これにより、平成30年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託については、承認されました。</p> <p>それでは、次の議題に移らせて頂きます。議題4「地域密着型通所介護事業所の指定について」でございます。</p> <p>本案件につきまして、石川委員におかれましては、申請事業所の関係者となりますので、本案件につきましては、石川委員を除く委員の方々に審議をさせていただきますので、石川委員は、退席をお願いします</p>
	石川委員退席
在原会長	それでは、議題4について、事務局の説明を求めます。
事務局	【議題4に関する説明】
在原会長	<p>質疑をお受けいたします。質疑はありますか。</p> <p>質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、ありましたらお願いします。</p>
中村委員	株式会社から社会福祉法人に変更して、サービス内容は上がるのでしょうか。それとも下がってしまうのでしょうか。
事務局	<p>株式会社から社会福祉法人に変更しますが、運営に係る表面が変わるだけで、中身は変わらないと伺っています。</p> <p>また、従業員等も変わらないようなので、サービスが低下することは無いと思われまます。</p>
在原会長	他に質疑やご意見等はありませんか。
	質疑なし
在原会長	ないようですので、それでは、地域密着型通所介護事業所の指定を認めることに賛成の方の挙手を求めます。
	全員賛成
在原会長	<p>全員賛成です。</p> <p>これにより、地域密着型通所介護事業所の指定については、承認されました。</p> <p>それでは、次の議題に移らせて頂きます。石川委員は、席にお戻りください。</p>
	石川委員着席
在原会長	最後に、議題5「その他」ですが、委員の皆様から何かございますか。
在原会長	ないようですので、事務局より何か報告等ございますか。
事務局	【次回の開催日程等について報告】
在原会長	ただいまの報告に対し、質問はございませんか。
	質問なし

在原会長	<p>それでは、本日予定していた議案の審議は、全て終了いたしました。以上で、議長の任を解かせていただきます。議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。</p>
事務局	<p>在原会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の議題は、全て終了いたしましたので、平成30年度第3回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>

平成30年度第3回 袖ヶ浦市介護保険運営協議会

日 時 平成30年10月3日（水）
午後3時00分

場 所 市役所旧館3階大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 辞令交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 袖ヶ浦市介護保険運営協議会の概要について
- 6 袖ヶ浦市介護保険運営協議会会長及び副会長の選出について
- 7 議題
 - (1) 介護保険事業の概要について
 - (2) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について
 - (3) 平成30年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について
 - (4) 地域密着型通所介護事業所の指定について
 - (5) その他
- 8 閉 会

袖ヶ浦市介護保険運営協議会の概要について

1 袖ヶ浦市介護保険運営協議会について

介護保険運営協議会とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づいた市の付属機関であり、袖ヶ浦市介護保険条例（平成12年条例第2号）第10条の2に設置が定められております。

また、介護保険条例第10条の3及び第10条の4に基づき、その所掌事務及び定数が定められるとともに、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則（平成15年規則第11号）において、委員の任期等を定めております。

(1) 設置の根拠

袖ヶ浦市介護保険条例第10条の2の規定に基づき、設置しています。

袖ヶ浦市介護保険条例（平成12年条例第2号）

第4章 介護保険運営協議会

（設置）

第10条の2 市が行う介護保険事業の円滑かつ適正な運営に資するため、介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(2) 所掌事務（袖ヶ浦市介護保険条例第10条の3）

介護保険運営協議会で審議していただく事項は、次のとおりです。

- ①介護保険事業の運営に関する事項
- ②介護保険事業計画に関する事項
- ③地域包括支援センターの設置及び運営等に関する事項
- ④地域密着型サービスの指定等に関する事項
- ⑤その他介護保険事業の円滑かつ適正な運営のために必要な事項

(3) 委員の定数等（袖ヶ浦市介護保険条例第10条の4）

介護保険運営協議会の委員の定数は15名以内で、次の要件に該当する方から市長が委嘱します。

- ①被保険者
- ②学識経験者
- ③保健医療関係者
- ④福祉関係者
- ⑤介護サービス事業者
- ⑥費用負担関係者

(4) 委員の任期（袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第2条）

委員の任期は、3年です。（再任は妨げません）

ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間となります。

(5) 平成30年度の会議の開催予定

平成30年度の会議の開催日程及び会議内容等は、次のように予定しております。

日時等	会議内容等
平成30年10月3日(水) 午後3時00分～ [市役所旧館3階大会議室]	(1) 辞令交付 (2) 会長及び副会長の選出
平成30年11月20日(火) 午後1時30分～ [市役所旧館3階大会議室]	(1) 平成30年度指定地域密着型サービス事業所(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)の応募事業者の審査・選定について
平成31年1月31日(木) 午後3時00分～ [市役所旧館3階大会議室]	(1) 平成30年度指定地域密着型サービス事業所(小規模多機能型居宅介護)の指定について
平成31年3月15日(金) 午後3時00分～ [市役所旧館3階大会議室]	(1) 平成30年度指定地域密着型サービス事業所(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)の指定について (2) 平成31年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

(6) 会議に係る市からの通知等

①開催通知、出欠報告書	会議の概ね1ヶ月前に送付します
②会議資料	会議の概ね1週間前に送付します ※ 資料の内容によっては、会議当日配布とさせていただきます ※ 欠席の方には、議事録と併せて送付します
③議事録	会議の概ね2週間後に公開用(案)を送付します

2 介護保険運営協議会の所掌事務について

(1) 介護保険事業の運営に関する事項

- 高齢者の状況、要介護(支援)認定の状況、介護保険サービスの利用状況等について、資料等による報告を受けながら、進行管理を行っていきます。
- 第7期介護保険事業計画期間において、各施策の推進状況等に関する報告を受けながら、進行管理を行っていきます。

(2) 介護保険事業計画に関する事項

① 計画の内容

袖ヶ浦市高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、介護を必要としない元気高齢者から要介護等高齢者まで、すべての高齢者を対象に確保すべき保健・福祉サービスを定め、併せて介護保険制度によって提供される介護給付費等のサービスの見込量等を推計し、目標を定めているものです。

② 計画の根拠法令

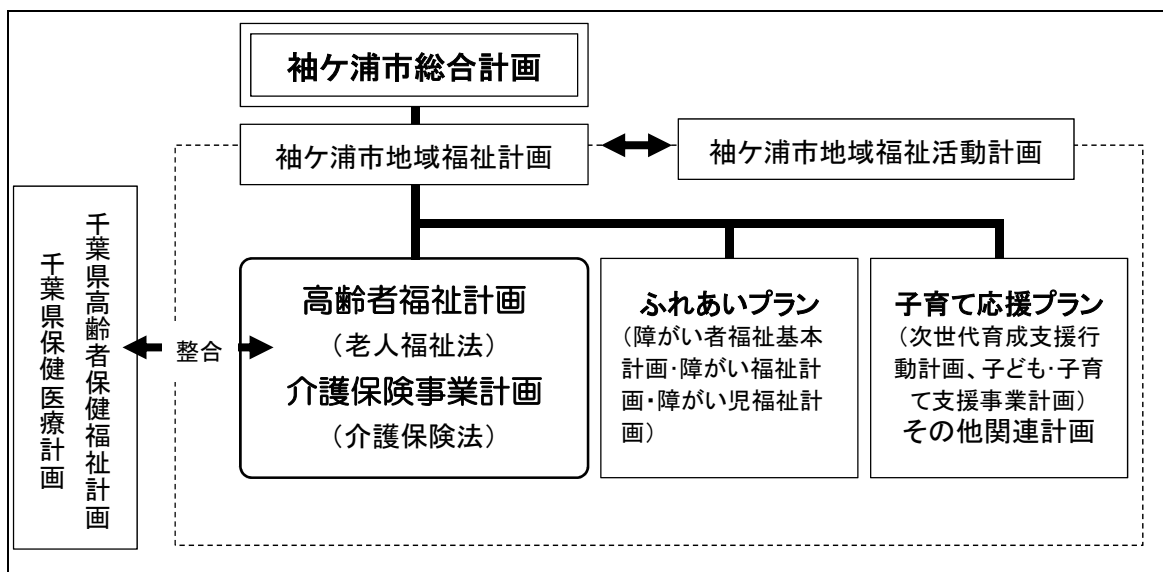
高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8を、介護保険事業計画は介護保険法第117条第1項を、それぞれ根拠としています。これらは、市に3年ごとに作成が義務付けられ、しかも一体のものとして作成しなければならないものです。現行の計画は、平成30年度から平成32年度の3か年を計画期間として、平成30年3月に策定されました。

③ 計画の策定及び推進

計画の推進に当たりましては、その進捗状況について定期的に運営協議会に報告し、その都度ご意見等をいただきます。

また、平成33年度から平成35年度までの次期計画策定の年度である平成32年度においては、主に計画の内容についてご検討いただきます。

【計画の位置づけ】



(3) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関する事項

平成18年度の介護保険制度改正により、地域支援事業が創設され、それに伴い地域包括支援センターが設置されました。

この地域支援事業は、市町村が行うもので、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業であり、これらの中心的役割を果たすのが地域包括支援センターです。

地域包括支援センターについては、その適切、公正かつ中立な運営を確保するため、「地域包括支援センター運営協議会」を設置することとされています。

本協議会は、この「地域包括支援センター運営協議会」を兼ねています。

【地域包括支援センターとは】

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置して、地域住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するための機関です。

【地域包括支援センターの事業】

地域支援事業	【包括的支援事業】 (ア) 地域包括支援センターの運営 必須 ○総合相談支援業務 ○権利擁護業務 ○包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ○介護予防ケアマネジメント (イ) 在宅医療・介護連携推進事業 (ウ) 生活支援体制整備事業 (エ) 認知症総合支援事業
	【介護予防・日常生活支援総合事業】 (ア) 介護予防・生活支援サービス事業 ○介護予防ケアマネジメント 必須 (包括的支援事業のものと同じ) (イ) 一般介護予防事業
	任意事業

指定介護予防支援事業【介護予防給付を行う指定介護予防支援事業所】 **必須**

地域包括支援センターの必須事業は、包括的支援事業における(ア)地域包括支援センターの運営と要支援者の介護予防ケアマネジメントを行う指定介護予防支援事業があり、その他においても、地域包括支援センターは必ず関わるものとなります。

なお、本市においては、全ての包括的支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業を地域包括支援センターが実施しています。

(4) 地域密着型サービスの指定等に関する事項

平成18年4月の制度改正により地域密着型サービスが創設されました。
 この地域密着型サービスは、高齢者が中重度の介護状態、または要支援状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービスで、サービスの適正な運営を確保するために、「地域密着型サービス運営委員会」を設置することとされています。
 本協議会は、この「地域密着型サービス運営委員会」も兼ねています。

【地域密着型サービスとは】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じ、定期巡回と随時の対応による訪問介護・訪問看護
夜間対応型訪問介護	夜間の定期巡回や通報による訪問介護
(介護予防)認知症対応型通所介護	認知症高齢者の特性に配慮したデイサービス
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	サービス拠点でのデイサービス、短期間宿泊および居宅への訪問介護
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護＋必要に応じ訪問看護
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者グループホームへの入居
地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模の介護専用型特定施設への入居
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模の特別養護老人ホームへの入所
地域密着型通所介護	小規模なデイサービス

【参考】根拠法令等（抜粋）

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

○袖ヶ浦市介護保険条例（平成12年条例第2号）

第4章 介護保険運営協議会 （設置）

第10条の2 市が行う介護保険事業の円滑かつ適正な運営に資するため、袖ヶ浦市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第10条の3 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 介護保険事業の運営に関する事項
- (2) 介護保険事業計画に関する事項
- (3) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関する事項
- (4) 地域密着型サービスの指定等に関する事項
- (5) その他介護保険事業の円滑かつ適正な運営のために必要な事項
（委員の定数等）

第10条の4 協議会の委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 学識経験者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 介護サービス事業者
- (6) 費用負担関係者

（規則への委任）

第10条の5 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則（平成15年規則第11号）

（趣旨）

第1条 この規則は、袖ヶ浦市介護保険条例（平成12年条例第2号）第10条の5の規定に基づき、袖ヶ浦市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の任期）

第2条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（専門部会）

第5条 協議会は、必要に応じ、専門事項に関する調査研究をするため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員のうちから会長が指名するもの若干名をもって組織する。

（守秘義務）

第6条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、福祉部高齢者支援課において行う。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

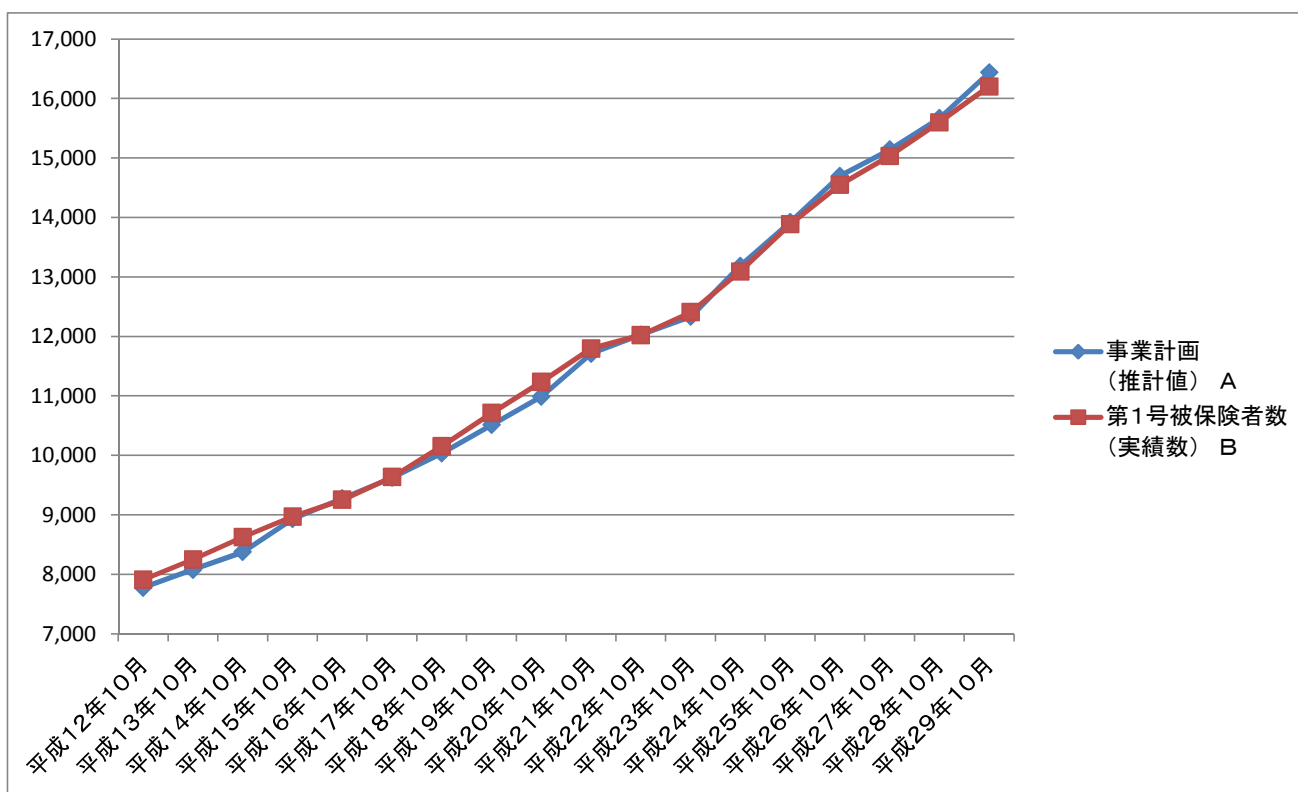
1. 第1号被保険者数の推移

平成29年10月1日現在の65歳以上の高齢者数(第1号被保険者)は16,205人で、事業計画における見込みよりも234人少ない状況となっています。

なお、事業計画値との増減率については、98.6%となっています。

(人)

	事業計画 (推計値) A	第1号被保険者数 (実績数) B	推計値と実績値の差 B-A	増減率 B/A
平成12年10月	7,778	7,913	135	101.7%
平成13年10月	8,077	8,250	173	102.1%
平成14年10月	8,378	8,628	250	103.0%
平成15年10月	8,931	8,972	41	100.5%
平成16年10月	9,278	9,254	△ 24	99.7%
平成17年10月	9,626	9,637	11	100.1%
平成18年10月	10,037	10,156	119	101.2%
平成19年10月	10,514	10,712	198	101.9%
平成20年10月	10,990	11,237	247	102.2%
平成21年10月	11,712	11,798	86	100.7%
平成22年10月	12,030	12,023	△ 7	99.9%
平成23年10月	12,333	12,408	75	100.6%
平成24年10月	13,185	13,094	△ 91	99.3%
平成25年10月	13,923	13,887	△ 36	99.7%
平成26年10月	14,698	14,550	△ 148	99.0%
平成27年10月	15,142	15,036	△ 106	99.3%
平成28年10月	15,669	15,601	△ 68	99.6%
平成29年10月	16,439	16,205	△ 234	98.6%



2. 要介護認定者数の推移

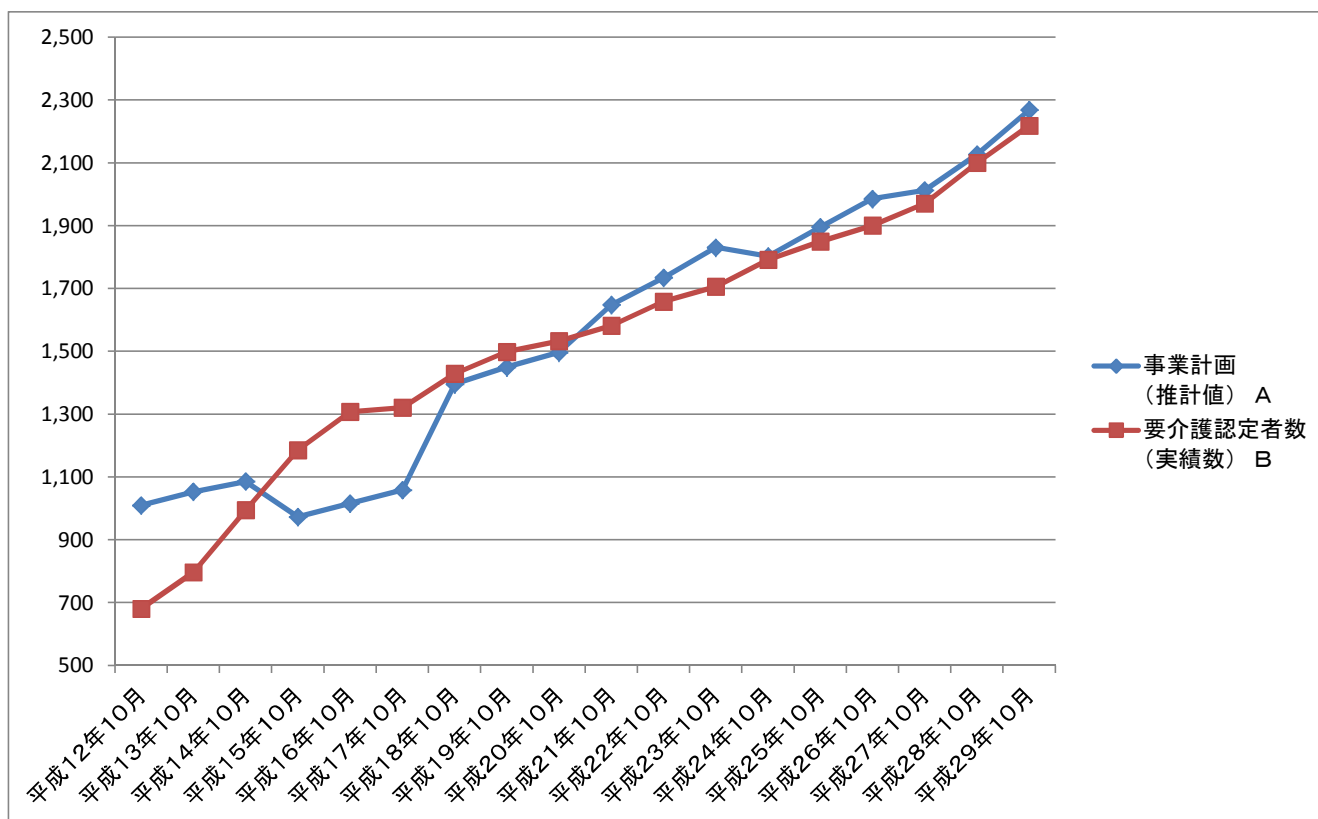
平成29年10月1日現在の要支援・要介護認定者数は2,219人で、事業計画における見込みよりも50人少ない状況となっています。

なお、事業計画値との増減率については、97.8%となっています。

(人)

	事業計画 (推計値) A	要介護認定者数 (実績数) B	推計値と実績値の差 B-A	増減率 B/A
平成12年10月	1,010	681	△ 329	67.4%
平成13年10月	1,053	797	△ 256	75.7%
平成14年10月	1,086	995	△ 91	91.6%
平成15年10月	973	1,186	213	121.9%
平成16年10月	1,016	1,308	292	128.7%
平成17年10月	1,059	1,321	262	124.7%
平成18年10月	1,396	1,429	33	102.4%
平成19年10月	1,450	1,499	49	103.4%
平成20年10月	1,497	1,533	36	102.4%
平成21年10月	1,648	1,582	△ 66	96.0%
平成22年10月	1,735	1,659	△ 76	95.6%
平成23年10月	1,831	1,706	△ 125	93.2%
平成24年10月	1,803	1,792	△ 11	99.4%
平成25年10月	1,896	1,850	△ 46	97.6%
平成26年10月	1,986	1,901	△ 85	95.7%
平成27年10月	2,013	1,971	△ 42	97.9%
平成28年10月	2,127	2,101	△ 26	98.8%
平成29年10月	2,269	2,219	△ 50	97.8%

※要介護認定者数Bは第2号被保険者数含む。



3. サービス受給者数の推移

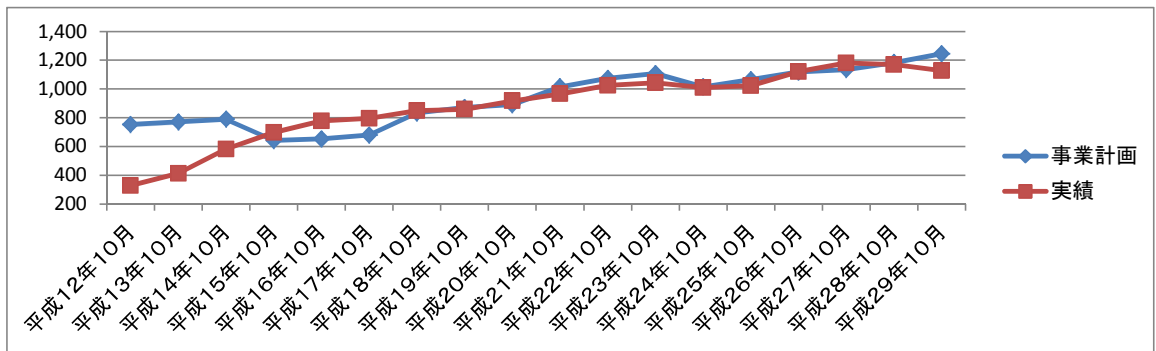
平成18年度から始まった地域密着型サービスは、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らしているように、市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービスです。

なお、平成28年度から通所介護のうち利用定員が19名未満の事業所の指定が県から市に移り、地域密着型サービスに移行したため、地域密着型サービスの受給者数が大きく増加しています。

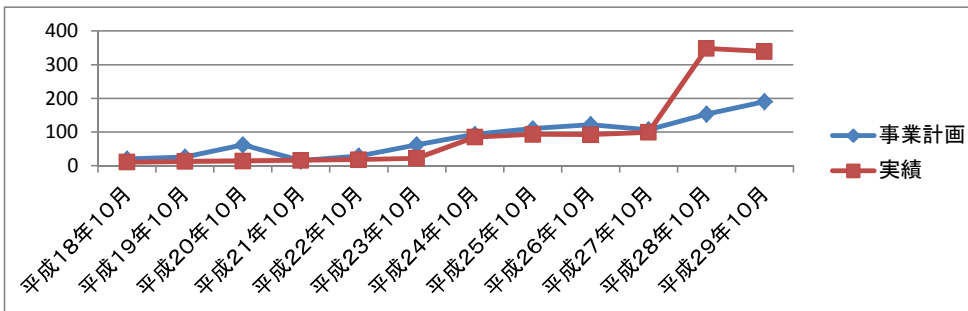
(人)

	居宅介護(介護予防含)サービス受給者数【県指定】		地域密着型(介護予防含)サービス受給者数【市指定】		施設介護サービス受給者数	
	事業計画	実績	事業計画	実績	事業計画	実績
平成12年10月	754	329			203	219
平成13年10月	772	412			227	230
平成14年10月	790	581			251	261
平成15年10月	642	697			327	262
平成16年10月	653	777			336	291
平成17年10月	680	795			353	271
平成18年10月	834	850	20	11	318	272
平成19年10月	872	859	26	13	324	272
平成20年10月	892	917	62	14	341	286
平成21年10月	1,015	966	15	16	296	299
平成22年10月	1,073	1,024	29	18	300	301
平成23年10月	1,107	1,042	62	22	320	301
平成24年10月	1,015	1,010	93	85	368	316
平成25年10月	1,065	1,022	110	93	378	334
平成26年10月	1,118	1,121	122	92	387	350
平成27年10月	1,135	1,180	107	99	348	345
平成28年10月	1,184	1,169	153	348	353	356
平成29年10月	1,246	1,127	190	339	391	350

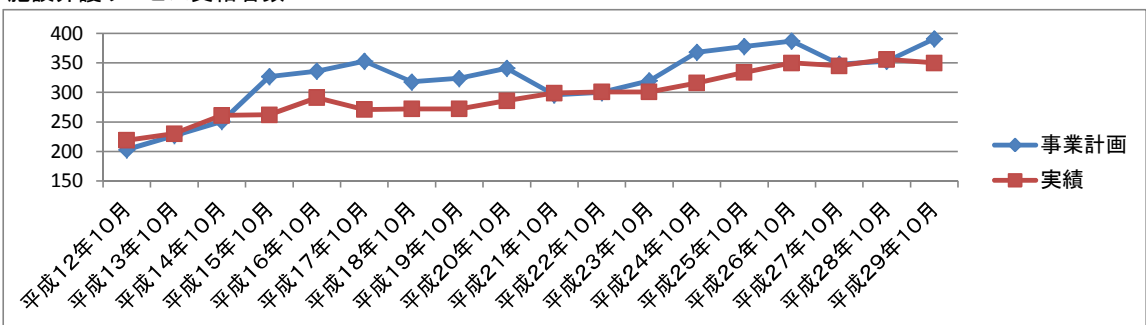
居宅介護(介護予防含)サービス受給者数【県指定】



地域密着型(介護予防含)サービス受給者数【市指定】



施設介護サービス受給者数



4. 介護保険給付費等の推移

保険給付費の執行額は年々増加しており、平成29年度は介護保険がスタートした平成12年度の約3.37倍となっています。

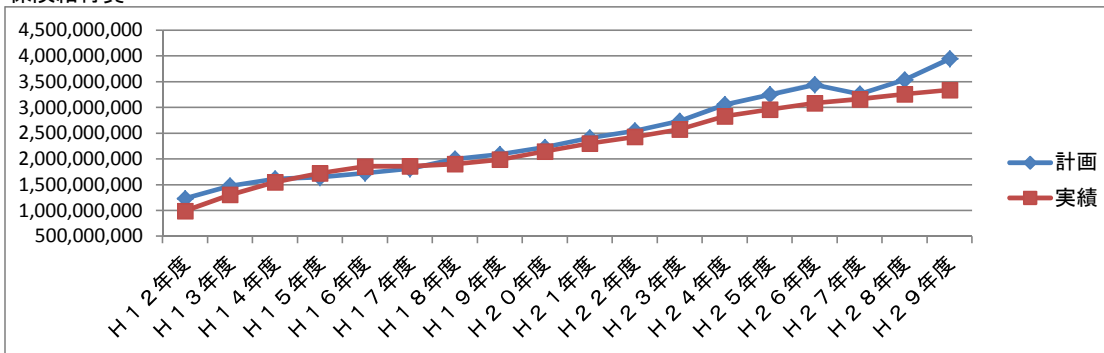
また、地域支援事業費の執行額は、介護予防・日常生活支援総合事業の平成28年3月からの前倒しによる実施や平成28年度からの認知症施策推進事業・在宅医療・介護連携推進事業等の実施により、平成28年度以降は計画値を大きく上回っています。

(単位:円)

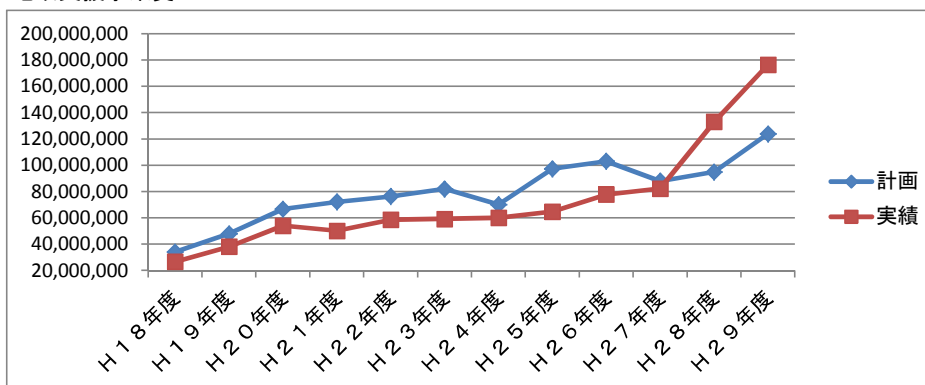
	年度		保険給付費	地域支援事業費	合計
第五期	H24年度	計画	3,060,719,072	70,148,000	3,130,867,072
		実績	2,832,173,222	60,054,605	2,892,227,827
		執行率	93%	86%	92%
	H25年度	計画	3,252,449,088	97,495,172	3,349,944,260
		実績	2,963,005,715	64,830,642	3,027,836,357
		執行率	91%	66%	90%
	H26年度	計画	3,443,173,636	103,214,409	3,546,388,045
		実績	3,086,764,739	77,835,955	3,164,600,694
		執行率	90%	75%	89%
3カ年	計画	9,756,341,796	270,857,581	10,027,199,377	
	実績	8,881,943,676	202,721,202	9,084,664,878	
	執行率	91%	75%	91%	

	年度		保険給付費	地域支援事業費	合計
第六期	H27年度	計画	3,264,270,588	88,078,000	3,352,348,588
		実績	3,162,217,459	82,331,530	3,244,548,989
		執行率	97%	93%	97%
	H28年度	計画	3,542,144,055	95,000,000	3,637,144,055
		実績	3,262,464,621	133,152,779	3,395,617,400
		執行率	92%	140%	93%
	H29年度	計画	3,948,000,399	124,000,000	4,072,000,399
		実績	3,341,298,590	176,546,851	3,517,845,441
		執行率	85%	142%	86%
3カ年	計画	10,754,415,042	307,078,000	11,061,493,042	
	実績	9,765,980,670	392,031,160	10,158,011,830	
	執行率	91%	128%	92%	

保険給付費



地域支援事業費



5. 介護サービス事業所の参入状況

袖ヶ浦市に所在地を有する事業所数のみ計上しています。

平成28年4月から、通所介護のうち利用定員が19名未満の事業所の指定が県から市に移り、地域密着型サービスに移行しました。

平成30年4月から、新たな介護保険施設として「介護医療院」が創設されました(市内に該当施設はなし)。

(1) 居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所

サービス名	H25年4月	H26年4月	H27年4月	H28年4月	H29年4月	H30年4月
居宅介護支援	13	14	15	16	16	14

(2) 居宅サービス事業所・介護予防サービス事業所

サービス名	H25年4月	H26年4月	H27年4月	H28年4月	H29年4月	H30年4月
訪問介護	15	13	13	12	13	12
訪問入浴介護	1	1	1	1	1	1
訪問看護	23	23	23	25	25	22
訪問リハビリテーション	21	21	21	22	22	20
居宅療養管理指導	69	69	69	71	71	70
通所介護(デイサービス)	17	17	17	5	4	4
通所リハビリテーション(デイケア)	2	3	3	3	3	3
短期入所生活介護(ショートステイ)	11	11	11	11	11	11
短期入所療養介護(ショートステイ)	2	2	2	2	2	2
福祉用具貸与	1	1	1	1	1	1
特定福祉用具購入	2	1	1	1	1	1
事業所数合計	164	162	162	154	154	147

(3) 地域密着型サービス事業所・地域密着型介護予防サービス事業所

サービス名	H25年4月	H26年4月	H27年4月	H28年4月	H29年4月	H30年4月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	1	1	1	1	1	1
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	1	1	1
認知症対応型共同生活介護	3	3	3	3	3	3
定員(人)	36	36	36	36	36	36
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	2	2	2	3	3
定員(人)	58	58	58	58	87	87
複合型サービス	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	—	—	—	16	16	16
事業所数合計	6	6	6	23	24	24

(4) 介護保険施設

サービス名	H25年4月	H26年4月	H27年4月	H28年4月	H29年4月	H30年4月
介護老人福祉施設	3	3	3	3	3	3
定員(人)	175	215	215	215	215	215
介護老人保健施設	2	2	2	2	2	2
定員(人)	190	190	190	190	190	190
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
定員(人)	0	0	0	0	0	0
介護医療院	—	—	—	—	—	0
定員(人)	—	—	—	—	—	0
施設数合計	5	5	5	5	5	5

6. 平成29年度 介護保険特別会計決算見込み

介護保険を運営していくための介護保険特別会計の決算見込みです。

【歳入】

(単位:円)

区 分	当初予算額	予算現額A	収入済額B	差引 B-A	説 明
1 介護保険料	941,436,000	950,872,000	958,412,663	7,540,663	第1号被保険者(65歳以上)の保険料 基準月額4,775円
2 使用料及び手数料	1,000	1,000	0	△ 1,000	
3 国庫支出金	776,241,000	703,482,000	752,477,710	48,995,710	国からの介護給付費負担金(居宅20%・施設15%)等
4 支払基金交付金	1,082,976,000	965,046,000	962,624,638	△ 2,421,362	社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金(28%) (第2号被保険者(40~64歳)の保険料分)
5 県支出金	565,741,000	515,912,000	519,881,325	3,969,325	千葉県からの介護給付費負担金(居宅12.5%・施設17.5%)等
6 財産収入	219,000	207,000	207,399	399	介護保険給付費準備基金の運用収益
7 繰入金	756,033,000	640,850,000	626,182,860	△ 14,667,140	
1 一般会計繰入金	676,342,000	640,850,000	626,182,860	△ 14,667,140	市一般会計繰入金(介護給付費負担金(12.5%)等)
2 基金繰入金	79,691,000	0	0	0	
8 繰越金	1,000	70,354,000	70,354,847	847	
9 諸収入	9,352,000	9,392,000	8,960,308	△ 431,692	
歳入合計	4,132,000,000	3,856,116,000	3,899,101,750	42,985,750	

【歳出】

(単位:円)

区 分	当初予算額	予算現額A	支出済額B	不用額等 A-B	説 明
1 総務費	170,705,000	182,232,000	178,586,955	3,645,045	
1 総務管理費	121,461,000	143,084,000	142,530,876	553,124	人件費及び保険運営費等
2 徴収費	3,456,000	3,198,000	3,048,243	149,757	
3 介護認定審査会費	42,736,000	33,319,000	30,379,536	2,939,464	認定調査費及び介護認定審査会費
4 計画策定委員会費	3,052,000	2,631,000	2,628,300	2,700	
2 保険給付費	3,767,019,000	3,422,400,000	3,341,298,590	81,101,410	
1 介護サービス等諸費	3,345,556,000	3,100,726,000	3,032,242,820	68,483,180	
2 介護予防サービス等諸費	95,365,000	57,189,000	56,178,216	1,010,784	
3 その他諸費	2,548,000	2,548,000	2,262,150	285,850	国民健康保険団体連合会への審査支払手数料
4 高額介護サービス等費	97,000,000	79,986,000	74,761,900	5,224,100	利用者負担の一定額以上の払い戻し
5 高額医療合算介護サービス等費	13,000,000	18,694,000	17,723,654	970,346	
6 特定入所者介護サービス等費	213,550,000	163,257,000	158,129,850	5,127,150	
3 地域支援事業費	188,432,000	183,425,000	176,546,851	6,878,149	
1 介護予防・生活支援サービス事業費	105,714,000	98,442,000	94,561,729	3,880,271	
2 一般介護予防事業費	3,990,000	7,110,000	5,758,989	1,351,011	
3 包括的支援事業・任意事業	78,574,000	77,719,000	76,080,783	1,638,217	
4 その他諸費	154,000	154,000	145,350	8,650	
4 基金積立金	223,000	37,631,000	37,631,000	0	
1 介護給付費準備基金積立金	223,000	37,631,000	37,631,000	0	
5 諸支出金	621,000	25,428,000	25,347,350	80,650	
1 償還金及び還付加算金	621,000	25,428,000	25,347,350	80,650	国庫支出金等返還金(24,956,802円)
6 予備費	5,000,000	5,000,000	0	5,000,000	
歳出合計	4,132,000,000	3,856,116,000	3,759,410,746	96,705,254	

※決算額については、議会での認定前のものです。今後、9月議会定例会において認定される予定です。

議題(2) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について、更新が1件あったことから報告するものです。

指定日	事業所番号	事業所名	事業所			運営法人			
			住 所	管理者	サービスの種類	法人名	代表者役職	代表者	住 所
平成30年8月1日	1273400513	ケアエナジー通所 介護センター	千葉県袖ヶ浦市蔵波1917番地	仲尾 晴美	第1号通所事業	ケアエナジー 株式会社	代表取締役	堀越 純一	千葉県袖ヶ浦市蔵波1917番地

議題(3) 平成30年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

平成30年度指定介護予防支援業務の委託について、新規の委託事業所との契約締結を行うため承認を求めるものです。

平成30年度 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務 委託事業所 (追加分)

NO	契約日	事業所番号	事業所名	居宅介護支援事業所					運営主体			
				住 所	指定取得	指定更新	管理者	常勤換算	法人名	代表者役職	代表者	住 所
47	平成30年7月26日	1272403443	居宅介護支援事業所 ケアプランリンク	千葉県市原市国分寺 台中央5-13-23	平成28年 7月1日	-	内堀 智子	3	オービックジャパン株式会社	代表取締役	大城 篤	千葉県千葉市緑区古市場 町425-2

議題（４）地域密着型通所介護事業所の指定について

項目	内容
所在地	袖ヶ浦市下泉 1 4 2 5 番地
設置（経営）主体及び 代表者	社会福祉法人みどりの風 理事長 武井 千尋
介護保険サービス分類	地域密着型サービス (地域密着型通所介護)
定員	1 5 名
施設の規模 ①敷地面積 ②建築面積 ③建物構造	9 9 9 . 5 5 m ² 8 5 4 . 4 2 m ² (1 階部分 3 1 9 . 7 6 m ² を使用) 鉄骨造 亜鉛メッキ銅版ぶき 2 階建
建物竣工	平成 1 9 年 4 月 3 日
地域密着型サービス 事業者指定申請日	平成 3 0 年 8 月 3 0 日
事業所指定日 (開設日)	平成 3 0 年 1 1 月 1 日

当該事業所につきましては、平成 1 9 年 5 月から「株式会社みどりの風」により運営がなされてきましたが、この度「株式会社みどりの風」が事業を廃止することとなり、系列法人である「社会福祉法人みどりの風」が引き続き同事業所を運営することとなったため、事業所の新規指定を行うものです。

位置図

